

認証基準表（自主点検評価表）－食品を製造する営業－

R7.12.17改正版

別表2

対象施設名：, 自主点検日（担当者名）： 年 月 日（ ）

衛生管理項目（必須項目数：35、選択項目数：10）

区分	番号	評価項目	備考（評価時の確認事項）	記録・書類	自主点検欄	認証審査員確認欄	必須：○ 選択：●
① 手洗い	1	手洗いのタイミングや手順を周知している	・手洗いの方法について衛生教育を行っていること ・手洗い場所に手順を示した紙を掲示するなど、従事者に周知していること ・手洗いのタイミングや手順についてルールを決めていること	必要			○
	2	手洗い設備が使いやすく清潔に保たれている。	・手洗い専用の設備があること（水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること） ・手洗い設備及びその周辺は、清掃され汚れがままでいること ・常に使用できよう手洗い設備及びその周辺は、整理整頓され不必要な物品が置かれていないこと ・薬用石けん液、消毒用アルコール液等、殺菌・消毒効果のある石けん液が備え付けられていること ・手洗い設備等に消毒用アルコール液等が備え付けられていること ・ドライタオル又はペーパータオルがあること ・布タオルなどを使用していないこと				○
	3	手洗い設備に、消毒用石けん液、消毒用アルコール、ドライタオル又はペーパータオルを備えている					○
② 施設（製造場等）の衛生	4	施設の清掃方法や頻度を決め、手順書を作成している	・ルールを決め、ノートなどに書き留めたうえで、従事者全員がいつでも確認できるようにしていること	必要			○
	5	施設周囲は清掃され、屋外の廃棄物容器は、専用の場所で衛生的に保管している	・排水、ゴミなどにより施設の周囲が不衛生な状態でないこと ・廃棄物の保管場所が定められており、専用容器で保管されるなどし、汚臭や汚液がもれないよう保管していること				○
	6	製造場内の床・排水溝、天井、壁や換気扇等にはこがたまっていない	・調理場の床面は、適度な傾斜があり、水たまりがないこと ・床や排水溝、天井、壁や換気扇等にはこがたまっていないこと ・清掃の実施状況（床・排水溝・換気扇等）を記録していること	必要			○
	7	製造場内には、食品への異物混入の危険につながる物品等がない	・製造場内に画一化、ステップ、折れ刃カッター等の刃に巻き上がる異物混入の危険性がある物品がないこと ・輪ゴム、セロハンテープやラップ等のビニール袋、紙片等が異物混入の原因となりうる状態で放置されていること ・破損等がある箇所が放置されていること（補修までの間は、衛生上支障がないよう対策を講じていること）				○
③ 設備・器具等の取扱い	8	製造場内は整理整頓を行い、不必要なものは持ち込んでいない	・個人の荷物やタコなど、製造に不要なものは置かれていないこと				○
	9	製造施設内に廃棄物容器が備え付けられている	・作業中にたぐいをくじて捨てることができる容器があること ・汚臭や汚液のものがなく、溜まつたゴミは定期的に廃棄していること				○
	10	トイレは毎日清掃を行っている	・1日1回以上清掃し、その結果を記録していること（営業日のみ）	必要			○
	11	製品の保管スペースや販売スペースを毎日清掃している	・汚れがたまっていること				○
④ 食品等の保管	12	掃除用具はいつでも使えるように、一定の場所に保管している	・保管場所を決めており ・掃除用具を整理整頓して保管していること				○
	13	そ族昆虫の駆除を実施している	・年に2回以上（モニタリング調査を実施している場合は、必要に応じて）、そ族昆虫の駆除対策を実施し、記録していること ・業者委託している場合は、そ族の駆除記録を保管していること	必要			○
	14	そ族昆蟲対策として、施設内のそ族昆虫の生息調査（モニタリング調査）を実施している	・トラップ等を設置し、施設内のそ族昆虫の生息状況を調査し、記録していること ・調査結果をもとに、そ族昆虫の駆除及び侵入防止措置が実施されていること	必要			●
	15	塩素系消毒薬の清掃・処理セトを常備している	・プロワイルス対策として、下痢や嘔吐物の清掃・処理セト（塩素系消毒薬、希釈容器、ガウン、靴カバー、マスク、手袋、ゴミ袋、ペーパータオル等）をいつもでも使用できる状態で用意していること				●
⑤ 製造工程・製品の管理	16	嘔吐物等の清掃・処理の方法を決め、手順書を作成している	・プロワイルス対策として、下痢や嘔吐物の清掃・処理マニュアルを決め、従事者全員がいつでも確認できるようになっていること	必要			●
	17	器具等の洗浄・殺菌の方法や頻度を決め、手順書を作成している	・ルールを決め、ノートなどに書き留めたうえで、従事者全員がいつでも確認できるようにしていること	必要			○
	18	作業台、シンクは毎日洗浄等している	・汚れがたまっていること				○
	19	十分なお湯が使える洗浄設備がある	・器具等の洗浄のため、十分なお湯が使えること				○
⑥ 従事者の衛生	20	製造に使用する機械器具等は、洗浄消毒等され、水はねや衛生害虫等による汚染のないよう保管している	・機械類は、始業時、終業時、製造品の目安更替時など、洗浄するタイミングを決めていること ・使用前の機械器具等が汚れたまま放置されていること ・器具等の所定の保管場所は、水はねのおそれのない場所であり、かつ、保管場所は清掃され、汚れがたまっていること				○
	21	設備や機械器具等で故障又は破損があるものは交換又は補修している	・故障又は破損した設備や機械器具等が放置されていないこと				○
	22	製造に使用する機械器具等を拭きスターは、常に衛生的なものを使用している	・作業台、器具等用途に合わせて使い分けていること ・作業中必要に応じて交換・清潔を保つよう、複数枚あること				○
	23	製造等で使用する作業台や機械器具等は、食品への汚染を考慮して使い分けている	・製造や充填・包装作業で使用する作業台や機械器具等は、工程によって使い分けていること（作業前後の洗浄・消毒の実施及び時間帯による使い分けによる対応でも可）				○
⑦ 記録・検査	24	製造等で使用する作業台や機械器具等は、清浄度に応じて区分された作業場ごとに、適切に配置している	・作業場や機械器具等は、それぞれの用途に応じて、適切な作業区域に配置していること				●
	25	原材料等の保管の方法を決め、手順書を作成している	・ルールを決め、ノートなどに書き留めたうえで、従事者全員がいつでも確認できるようにしていること	必要			○
	26	原材料の納入時は従事者が立ち会うなど、衛生管理体制があり、納入品は、品質・鮮度・期限表示・異物混入等の確認を行っている	・原材料の納入時の管理ルールが決められていること（仕入れに行く場合は、立ち会いと同等とする例） ・管理できる場所（一般人が自由に入れるのできない場所）に納品せざること ・品質・鮮度・期限表示・異物混入等の確認を行い、その結果を記録していること（伝票等への記入も可）	必要			○
	27	始業前に冷凍庫の温度確認をしている	・確認した温度を点検票に記録していること	必要			○
⑧ 記録・検査	28	原材料と半製品、製品を区分けし、ドリップ（肉汁）などで汚染しないように保管している	・原材料と半製品、製品とは場所を分けて保管していること ・ビニール袋やパット等を活用し、ドリップ等による汚染を防いでいること				○
	29	使用時に原材料の期限表示を確認して使用している	・期限切れ回収品などの不適切な原材料を使用していないこと ・保管品に期限切れの食材や、腐敗した賞味料等は無いこと				○
	30	米、調味料、缶詰など常温で保存するものは場所を決め管理している	・直射日光を避け、衛生的で保管できる場所を確保していること（周辺に昆虫類の生卵がないこと） ・先入れ出しを行なやすすめため、日付管理、整理整頓をしていること				○
	31	原材料はダンボール箱等のまま冷蔵庫等に持ち込んでいない	・冷蔵庫内（冷蔵倉庫は除く。）にダンボール等がないこと				●
⑨ 製造工程・製品の管理	32	調製した仕込み品や、調味料等（期限表示のある物）の開封後の使用期限を定めている	・仕込み品の調製日や、開封した調味料等の品名を開封日の記載を行うなど、日付がわかるようにしていること ・一定の使用期限を定めて使用し、従事者がそのルールを把握していること				●
	33	洗浄剤・消毒剤等の薬品類の容器には、内容物の名称を表示して保管している	・洗剤や薬品等の保管容器には、誤使用を防ぐため、内容物の名称等を表示していること ・名称を表示する以外の方法（色分け等）で明示している場合は、その内容を揭示等によって従事者に周知していること				●
	34	食中毒などの事故を起こさないようにするための衛生管理の注意点（加熱、冷却、殺菌など）を明確にし、それを管理するための基準（温度、濃度など）、確認するタイミング、方法を決め、作業を担当する従事者全員が内容の認識している	・衛生管理の注意点・管理のための基準、確認するタイミング、方法を決めて資料を作成し、作業担当者全員で共有していること 例) ミチカツの製造 衛生管理の注意点：ミチカツの中心まで十分に火が通るように揚げる 管理のための基準：フライヤーの油温が160℃以上、揚げる時間が5分以上 確認のためのタイミング：冷凍のミチカツをフライヤーに投入する時 確認方法：フライヤーの油温を確認、時計を見る。 ・注意点において、衛生管理に関連する項目（食品の温度、冷蔵庫や冷凍庫の温度など）が基準を満たしていることを確認し、その結果を書類又はデータで記録していること	必要			○
	35	衛生管理の注意点（加熱、冷却、殺菌など）で、作業が適切に管理されていることを決めたおりの基準（温度、濃度など）、タイミング、方法で確認し、その結果を記録している	・注意点において、衛生管理に関連する項目（食品の温度、冷蔵庫や冷凍庫の温度など）が基準を満たしていることを確認し、その結果を書類又はデータで記録していること	必要			○
⑩ 従事者の衛生	36	使用する添加物は、正確に計量している	・添加物のレシピ（原材料と配合量）と計量器があること	必要			○
	37	製品の自主検査を適宜行っている	・官能検査（例：風味異常、包装からの漏れ、異物混入などがないか確認）や細菌検査などの実施状況、結果を記録していること	必要			●
	38	従事者に対し年1回以上の衛生教育を実施している	・衛生教育の実施結果を記録していること	必要			○
	39	作業開始前の健康チェックを行っている	・作業開始前に健康チェック（発熱、下痢、嘔吐、手指のケガ、爪の長さ等）を行っていること ・健康チェック表を作成し、自主点検を行った結果を記録し、責任者が確認していること	必要			○
⑪ 記録・検査	40	清潔な作業着を着用している	・従事者が着用している作業着に汚れがなく、清潔であること ・交換できるよう、洗濯された作業着が複数あること、また、必要に応じて使えるよう、マスク、手袋を備えていること				○
	41	製造場への入室時に、粘着ローラー掛け等の毛髪等の異物混入対策を実施している	・粘着ローラー掛け等の入室時の手順が決められており、従事者に周知されていること				●
	42	製造に携わる従事者の検便を定期的に実施している	・定期的に検便（腸管出血性大腸菌、赤痢菌、サルモネラ属菌等）を実施し、検査結果を保管していること（業態や規模に応じて頻度を決めて実施していることが確認できること） ・検査の結果、陽性であった場合の対応が決められていること	必要			●
	43	記録類の保管期限を決めて管理している	・記録類（「記録・書類」の欄に『必要とするもの』の保管期限を決め、整理して保管していること	必要			○
⑫ 記録・検査	44	記録類の記入不備がないかどうかを定期的に確認している	・記録類に、記入者以外の確認者のサインもしくは押印があること ・記録類に、記入時と記録確認時両方のサインもしくは押印があること	必要			○
	45	ルールやマニュアルを必要に応じて見直している	・会議やセミナーなどの機会に、必要に応じてルールやマニュアルを見直していること ・マニュアル等が改定日等の記載があり、最新版であることがわかるよう管理されていること	必要			○

認証基準表（自主点検評価表）－食品を製造する営業－

R7.12.17改正版

別表2

コンプライアンス・危機管理項目（必須項目数：15、選択項目数：10）

区分	番号	評価項目	備考（評価時の確認事項）	記録・書類	自主点検欄	認証審査員 確認欄	必須：○ 選択：●
① 組 織 体 制	1	施設全体で自主衛生管理に取り組むことにより、お客様の健康の保護等を第一に営業を行うことを社訓等で明確にしている	・社訓や店内表示、ホームページなどで取組姿勢が明示されており、従事者全員がそれを知っていること	必要			○
	2	朝礼など従事者同士のコミュニケーションの場を設定している	・ミーティングなどの時間をとって、従事者や営業者とのコミュニケーションの場を設けていること				○
	3	従事者が食品偽装など店内の不正に意見を述べることによって、不利益を受けることのないよう配慮している	・従事者から営業者へのホットラインがあること ・従事者が不利益を被らないよう、匿名で意見を述べなどの仕組みがあること				○
② 学 び ・ 教 育	4	営業者・従事者は食品衛生及び食品表示関連法規に関して勉強している（食品衛生法、食品表示法、景品表示法など）	・食品衛生関係の雑誌の講読や、組合への加入、関係資料の収集・閲覧や大阪府食の安全安心メールマガジンの登録等によって、積極的に知識を得るように努力していること				○
	5	従事者に接遇教育を行っている	・採用時や、定期的に接遇対応について勉強していること ・TPO（時・場所・場面）に応じた言葉遣いや挨拶、お客様への丁寧な対応ができていること				○
	6	営業者・従事者は食品衛生に関する講習会等に参加している	・食中毒予防や衛生管理等の食品衛生に関する講習会に参加し、最新の知識を得るために努力していること				●
③ 相 談 対 応	7	お客様からの相談窓口を設置している	・電話番号の掲示やホームページ（専用でなくて良い）などで、問い合わせ先や相談窓口を明示していること	必要			○
	8	お客様からの相談、苦情、事故処理のための体制があり、対応した記録を残している	・お客様から受けた連絡は、誰に報告するかルール化しており、誰でも同じ対応ができる（1枚の紙に体制を書いた程度のものでも可） ・相談内容や対応を行った記録や決まった記録票があること	必要			○
	9	お客様からの相談、苦情、事故の原因究明と再発防止に努めている（検証）	・相談や苦情、事故の記録に、原因究明や再発防止対策などが記載されていること	必要			○
④ 法 令 の 遵 守 等	10	営業許可証を見やすい場所に掲示している	・製造施設で販売もしている場合は、店内に掲示していること（それ以外は事務所内でも可） （営業届出業種の場合は、適切に営業届出済みであることを確認でも可）				○
	11	受動喫煙の防止対策に具体的に取り組んでいる	・施設内の全面禁煙や分煙（喫煙専用室の設置等）を行っていること ・製造場内に灰皿や吸殻がないこと ・従事者がルールを認識し、守っていること				○
	12	従事者の労働安全対策に具体的に取り組んでいる	・転倒、切れ、こすれ、やけ等の労働災害を防止するための注意点を掲示等により見える化していること ・ヒヤリ・ハット事例の報告を受け、従事者への周知や対策等を講じていること				●
⑤ 情 報 発 信	13	食品ロス削減やプラスチックごみ削減等のSDGsへの取組に努めている	・食品製造に係る営業において、具体的に取り組んでいること 例）製造段階で発生する食品の端材や形崩れ品等を別商品の原材料として再利用するなど有効活用している 例）衛生工事や包材の改善等により、科学的根拠に基づき賞味期限・消費期限の延長を取り組んでいる 例）食材の見直し等により、プラスチックゴミ削減に取り組んでいる など				●
	14	製品の期限は科学的根拠に基づき設定し、その期限を適切に表示している	・期限表示義務のある食品の取扱いがある場合は、製品に期限が表示されており、期限設定の根拠を示す資料（保存試験の結果等）を備えていること	必要			○
	15	アレルギー物質（特定原材料：えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳及び落花生の8品目）や添加物の適切な表示を行っている	・包装食品を製造している場合は、適切に表示されており、その根拠となる資料があること 例）原材料の中へ特定原材料や添加物が含まれていることがわかる資料	必要			○
⑥ 危 機 管 理 対 応	16	アレルギーに關し特定原材料（えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳及び落花生の8品目）以外の表示にも取り組んでいる	・製品の表示に、特定原材料に準ずる品目（推奨表示品目）も記載していること ・店内掲示などに、店頭で販売する製品に含まれる特定原材料に準ずる品目を明記していること	必要			●
	17	施設の食品衛生の取組みの情報発信に努めている	・製造施設での衛生管理の取組みについて、ホームページや店内掲示などで明示していること 例）製品の製造工程や各工程での衛生管理の取組みをホームページで掲載している など				●
	18	ホームページや製品に産地を記載し、公表に努めている	・ホームページや製品の表示などに、食材の産地（又は加工食品の原料原産地）を記載していること ・記載された食材の産地（又は加工食品の原料原産地）の確認を行っていること（納品伝票や仕入票、加工食品の表示等で確認であること）	必要			●
⑦ 事 業 運 営 方 針	19	営業者と従事者の緊急連絡体制を確保し、保健所等の緊急時の連絡先を把握している	・緊急連絡網（テレホンツリーによる連絡体制も可）を作成するなど、緊急時の体制を確保していること ・営業者はどのような場合に、保健所等に報告するかを決めていること ・保健所等の連絡先を把握していること	必要			○
	20	危機管理事象発生時に備え、従事者教育を実施している	・避難誘導の方法など具体的な内容を決めていること ・避難誘導の方法の理解、非常口や消火器の場所を理解していること				○
	21	毎日の製品の製造及び販売数量等を記録している	・食品安全事故時に被害の拡大のおそれがないか等の情報を適切に把握するため、製品の製造日、製造数量、販売数量、販売先、廃棄数量等を記録していること	必要			○
	22	食品トレーサビリティに取り組んでいる	・原材料及び製品のロット管理により、原材料の納入記録、製品の製造記録、販売・出荷記録等が識別ロットで関連づけられており、どの原材料からどの製品が製造され、どこに販売・出荷されたかを把握できること	必要			●
	23	食品安全事故の拡大のおそれがある場合、自らが公表することとしている	・公表基準などを決めており、又は検討していること 例）食品安全事故が発生するおそれがある場合は、店頭掲示やホームページでの記載や社告にて公表することにしている	必要			●
	24	フードディフェンス（意図的な食品汚染等の防御対策）に具体的に取り組んでいる	・従事者又は外部の第三者による意図的な食品汚染等の防御対策をマニュアル等に定めて取り組んでいること（マニュアル等に明記されていること） 例）従事者による不衛生な行為の撮影、SNS等への投稿を防止するため、製造場内への個人携帯（スマートフォン）の持ち込みを禁止している【関連項目：衛生管理項目 No.8】 例）外部の業者等が製造場内で作業又は立ち入りする場合、必ず立ち会うこととしている 例）防犯カメラの設置により、従事者による不衛生な行為や外部の者の侵入の抑止に取り組んでいる	必要			●
	25	食品安全事故の発生に備え、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している	・食中毒や異物混入等によるお客様の健康被害やケガ等に対応するための保険に加入していること	必要			●
	(事業者コメント欄)		(審査員コメント欄)				

【認証基準（自主点検評価表）の記入方法】

- 【認証基準（吉田点検評価表）の記入方法】

 - 事業者は、各評価項目について、備考（評価時の確認事項）欄の内容を参考にして、自主点検欄に○か×かを記載する。
 - 事業者は、自主点検結果が、認証の要件を満たしていることを確認し、認証機関に申請を行。
 - 認証機関は、現地での施設確認又は聞き取りなどにより審査を行い、認証審査員確認欄に○か×かを記載する。

【認証要件】

必須項目(50項目)と、選択項目（20項目のうち10項目以上を選択）の全てに適合していること。

【認証要件の確認チェック欄】